

○松阪市建築基準法施行細則

平成17年 1 月 1 日規則第220号

改正

平成18年10月12日規則第97号
平成21年 7 月15日規則第60号
平成22年 3 月31日規則第20号
平成22年 3 月31日規則第36号
平成26年 3 月31日規則第38号
平成27年 5 月21日規則第37号
平成28年 6 月 1 日規則第52号
平成29年 3 月23日規則第11号
平成30年 2 月 1 日規則第 5 号
平成30年 9 月25日規則第50号
令和元年 6 月19日規則第 3 号
令和 2 年10月14日規則第65号
令和 3 年 3 月31日規則第41号
令和 4 年 7 月11日規則第63号
令和 5 年 3 月31日規則第15号
令和 6 年 3 月29日規則第13号
令和 7 年 6 月 2 日規則第41号
令和 7 年 7 月31日規則第52号

松阪市建築基準法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、三重県建築基準条例（昭和46年三重県条例第35号。以下「県条例」という。）及び松阪市特別工業地区建築条例（平成17年松阪市条例第223号。以下「特工条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認申請書等に添付する図書)

第2条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書及び法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（以下「確認申請書等」という。）の正本及び副本には、省令の規定によるもののほか、次に掲げる図書を1部ずつ添えなければならない。

- (1) 建築物の敷地に接する道路面と建築物の敷地の地盤面とに高低差がある場合は、道路と敷地との高さの関係を示す形状断面図
- (2) 建築物が、高さが2メートルを超える崖に接する場合にあっては、崖の上端又は下端から当該建築物までの水平距離、崖の形状、土質等を示す断面図
- (3) 尿尿浄化槽を設ける場合において、法第31条第2項の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いる尿尿浄化槽を設ける場合にあっては、浄化槽個別・一般構造承認申請書（様式第3号（その1））を1部及び浄化槽調書（様式第3号（その2））を4部、法第31条第2項の規定により国土交通大臣が認めた尿尿浄化槽を設ける場合にあっては、浄化槽調書（様式第3号（その2））を4部
- (4) その他市長又は建築主事が必要と認めて指示した図書

2 省令第1条の3第1項の表1の規定による付近見取図は、都市計画施設の記入してある縮尺2,500分の1の図面とする。

（完了検査申請書に添付する書類）

第3条 省令第4条第1項第6号（省令第4条の4の2又は省令第8条の2の2で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。

- (1) 政令第114条第1項の適用を受ける建築物（界壁が法第6条の4第1項第2号に該当するものを除く。） 界壁の工程写真
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第3項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、法第7条の3第1項第2号に規定する工程に相当する箇所について、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により検査が行われることを理由に、中間検査の適用除外となるもの 品確法第3条の2第1項に規定する評価方法基準に適合することが確認できる検査報告書の写し
- (3) その他市長が必要と認めて指示した図書

（中間検査申請書に添付する書類）

第4条 省令第4条の8第1項第4号（省令第4条の11の2で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築物の構造種別等に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。

- (1) 木造 政令第3章第3節の規定に適合することの確認に必要な図書

- (2) 鉄骨造 政令第3章第5節の規定に適合することの確認に必要な図書
- (3) 鉄筋コンクリート造 政令第3章第6節の規定に適合することの確認に必要な図書
- (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造 政令第3章第6節の2の規定に適合することの確認に必要な図書
- (5) 政令第80条の2の適用を受ける建築物の構造 同条の規定に適合することの確認に必要な図書
- (6) 基礎の構造 政令第38条各項の規定に適合することの確認に必要な図書
- (7) 中間検査の申請に関する工事監理報告書(様式第4号)
- (8) その他市長が必要と認めて指示した図書

第5条 削除

(工事監理者又は工事施工者の選定)

第6条 建築主は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めたとき、又は工事施工者を定めたときは、確認申請書等に記載しなければならない。ただし、確認申請時までには特別な事由により工事監理者又は工事施工者を定めることができない場合は、当該建築物の工事着手前に工事監理者又は工事施工者を定め、その旨を工事監理者又は工事施工者選定届(様式第5号)により建築主事に届け出なければならない。

(申請の取下げの届出)

第7条 建築主、築造主又は申請者(以下「申請者等」という。)は、法に基づく確認、許可又は認定等の申請を行った際、その処分があるまでに当該申請書を取り下げようとするときは、取下げ届(様式第6号)を建築主事又は市長に届け出なければならない。

(工事取りやめの届出)

第8条 申請者等は、法に基づく確認、許可又は認定等を受けた当該確認、許可又は認定等に係る工事を取りやめたときは、工事取りやめ届(様式第7号)により建築主事又は市長に届け出なければならない。

2 法第77条の21に規定する指定確認検査機関(以下単に「指定確認検査機関」という。)は、法第6条の2第1項又は法第18条第4項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたことを知ったときは、工事取りやめ報告書(様式第8号)により市長に報告しなければならない。

(記載事項の変更)

第9条 申請者等は、法に基づく確認、許可又は認定等を受けた当該確認、許可又は認定等に係る工事が完了するまでに、当該申請書及び申請書に

添付する図書において記載又は明示すべき事項を変更しようとするときは、計画の変更の確認又は改めて法に基づく許可又は認定等を受けなければならない。ただし、その変更が、省令第3条の2の規定による計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更又は法に基づく許可又は認定等に係る申請の場合で、申請者等（それぞれ代理者、工事監理者及び工事施工者を含む。）の住所又は氏名若しくは名称等の変更、その他設計等に関する事項で建築主事又は市長が重要でないと認めるものにあつては、記載事項変更届（様式第9号）に当該申請の確認済証、許可通知書、認定通知書等の写し及び必要な図書を添えて建築主事又は市長に、屎尿浄化槽に係る変更の場合にあつては、浄化槽に係る建築確認申請計画変更届（様式第10号）により建築主事に届け出なければならない。

- 2 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項又は法第18条第4項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物について、当該確認済証の交付に係る工事が完了するまでの間に、それぞれ省令第3条の5第3項第一号又は省令第8条の2第7項第一号に定める書類（省令別記第二号様式の第四面から第六面まで及び省令別記第42号様式の第四面から第六面までによる書類を除く。）の記載事項に変更があったことを知ったときは、変更の内容を記載した書類により、市長に報告しなければならない。

（建築物の定期報告）

- 第10条 省令第5条第1項の規定により定める報告の時期は、次表（ア）欄の各項に掲げる用途に応じ、同表（イ）欄の当該各項に掲げる時期とする。

	（ア） 用途	（イ） 報告時期
1	建築基準法別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途	平成30年を始期として隔年の6月1日から9月30日まで
2	建築基準法別表第1（い）欄（2）項に掲げる用途	平成29年を始期として隔年の6月1日から9月30日まで
3	建築基準法別表第1（い）欄（3）項に掲げる用途	平成30年を始期として隔年の6月1日から9月30日まで
4	建築基準法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途	平成30年を始期として隔年の6月1日から9月30日まで

- 2 省令第5条第2項の規定に基づく平成20年国土交通省告示第282号第2の規定に基づき、同告示第1第1項第1号に規定する建築物の定期調査に規則で付加する項目、方法及び結果の判定基準は、次の表の（ア）欄に掲げる項目に応じ、同表（イ）欄に掲げる方法により実施し、その結果は

同表(ウ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

	(ア) 調査項目		(イ) 調査の方法	(ウ) 判定基準
建築物の内部	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下この表において同じ。）又は戸（政令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。以下この表において同じ。）	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下「常閉防火扉」という。）の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		常閉防火扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		常閉防火扉の扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能（政令第112条第19項第2号に規定する特定防火設備又は防火設備に限る。）に支障があること。
		常閉防火扉の固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
		人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。

			実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	
	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	非常用エレベーター	昇降路又は乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

3 省令第5条第4項の規定により規則で定める書類は、付近見取図、その他市長が必要と認めて指示した図書とする。

4 省令第5条第3項の規定による報告書は、報告の日の3月以内に調査し、作成したものでなければならない。

5 省令第6条の3第5項第2号の規定により定める期間は、同条第2項第7号の書類の受付の日から起算して10年間とする。

(建築設備等の定期報告)

第11条 省令第6条第1項の規定により定める報告の時期は、毎年、次表

(ア)欄の各項に掲げる建築設備等に応じ、同表(イ)欄の当該各項に掲げる時期とする。

	(ア) 建築設備等	(イ) 報告時期
1	政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機	前回の報告をした日(前回の報告が報告すべき期日までに行われなかった場合は、その期日)の属する月に応当する月の末日(当該昇降機の設置後、初回の報告にあっては、当該昇降機の設置者が法第7条第5項(法第87条の4において準用する場合を含む。)又は法第7条の2第5項(法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日(検査済証の交付を受けない場合にあっては、その設置の完了した日)の属する月の翌年のこれに該当する月の末日)まで
2	政令第16条第3項第2号に掲げる防火設備	6月1日から11月30日まで

2 省令第6条の3第5項第2号の規定により定める期間は、同条第2項第8号の書類の受付の日から起算して10年間とする。

(工作物の定期報告)

第11条の2 省令第6条の2の2第1項の規定により定める報告の時期は、毎年、当該工作物の築造主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に応当する月の1月間とする。

2 省令第6条の3第5項第2号の規定により定める期間は、同条第2項第9号の書類の受付の日から起算して10年間とする。

(建築物の状況及び工事計画並びに施工状況の報告)

第12条 市長、建築主事又は建築監視員により、法第12条第5項の規定による建築物に関する事項について報告を求められた者は、建築物等状況報告書(様式第12号)の正本及び副本に、市長、建築主事又は建築監視員が必要と認めた図書を添えて行わなければならない。

(尿尿浄化槽)

第13条 政令第32条第1項第1号の表に規定する市長が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、松阪市全域とする。ただし、下水道法第4条第1項の公共下水道の事業計画のある区域で、特に市長が認めた区域は、この限りでない。

2 尿尿浄化槽を設ける場合において浄化槽法(昭和58年法律第43号)第

13条又は第31条の規定により国土交通大臣が認めた以外のものを設ける場合にあっては、浄化槽個別・一般構造承認申請書（様式第3号（その1））及び浄化槽調書（様式第3号（その2））に次に掲げる図書を添えなければならない。

- （1） 構造図（平面図及び断面図その他必要な部分の詳細図）
 - （2） 仕様書（容量計算書及び槽の強度計算書を含む。）
 - （3） 処理工程図
 - （4） 配置図
 - （5） 対象建築物の各階平面図
 - （6） その他参考となる資料
- （建築物の後退距離の算定の特例）

第14条 政令第130条の12第5号の規定により市長が定める建築物の部分は、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供するものとする。

（垂直積雪量）

第15条 政令第86条第3項の規定により定める垂直積雪量は、次表に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる数値とする。

区域	数値
松阪市飯高地域	40センチメートル以上
松阪市飯南地域	35センチメートル以上
上記を除く区域	30センチメートル以上

（法第42条第2項の道路の指定基準）

第16条 法第42条第2項の規定により指定することができる道は、幅員4メートル未満1.8メートル以上の道とする。

（建蔽率の緩和）

第17条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 同一平面における交差若しくは接続又は屈曲により120度以下の角を構成する道路の内側に接する敷地で、その道路に接する部分の長さが当該敷地の外周の3分の1以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 各道路の幅員の和が12メートル以上であるもの
 - イ 敷地面積が200平方メートル以下であるもの
- （2） 道路境界線相互間の距離が35メートル以内の2つの道路に接する敷地で、その道路に接する部分の長さの和が当該敷地の外周の3分の1以上で、かつ一の道路に接する部分の長さが当該敷地の外周の8分の1以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 各道路の幅員の和が12メートル以上であるもの

イ 敷地面積が200平方メートル以下であるもの

- 2 敷地が公園、広場、水面その他これらに類するもの（以下「公園等」という。）に接する場合又は敷地が接する道路の反対側に公園等がある場合には、当該公園等を道路とみなして前項の規定を適用する。

（道路の位置の指定申請書）

第18条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定（変更、廃止）申請書（様式第13号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、省令第9条の規定によるほか、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、当該申請に係る土地の登記未済その他やむを得ないと認められる理由があるときは、第1号及び第2号に掲げる書類を省略することができる。

（1） 公図の写し

（2） 登記事項証明書

（3） 指定を受けようとする道路及び橋、擁壁等附属物の構造図

（4） 申請者並びに土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の印鑑登録証明書

（5） その他市長が必要と認めて指示した図書

- 3 市長は、第1項の申請を受理した場合において、当該申請に係る道の計画が政令第144条の4第1項各号に掲げる基準（以下「道に関する基準」という。）に適合していると認めたときは、指定道路の築造承認を申請者に通知するものとする。

- 4 当該申請者は、当該申請に係る私道の築造を完了したときは、工事完了届（様式第14号）に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 公図の写し

（2） 登記事項証明書

（3） 求積図

（4） 道路位置指定概要書（様式第15号）

（5） その他市長が必要と認めて指示した図書

- 5 法第42条第1項第5号の規定による指定を受けた道路の位置を変更し、又はその道路を廃止しようとする者は、道路の位置の指定（変更、廃止）申請書（様式第13号）の正本及び副本を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 6 市長は、第1項及び前項の申請を指定及び承認したときは、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。

（開発区域内等の位置の指定を受けた道路の変更又は廃止）

第19条 法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けた道路で、都市計画法第29条第1項若しくは同法第35条の2第1項の開発許可を受けた開発区域内若しくは同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業の施行地区内、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行地区内又は道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定による区域の決定があった道路に関する事業の施行区域内に含まれたものは、法第43条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、当該事業の着手をもって、前条第5項及び第6項に規定する申請、承認及び通知がなされたものとみなす。

（道路の指定等の変更又は廃止の公告）

第19条の2 市長は、法第42条第1項第4号、同条第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による道路の指定を変更又は廃止した場合にあっては、その旨を公告するものとする。

（許可申請書に添付する図書）

第20条 次表(ア)欄に掲げる法の規定による許可を受けようとする者は、当該許可の申請の区分に応じ、省令第10条の4第1項又は第4項で定める申請書（ただし、特工条例第3条ただし書に基づく許可にあっては、許可申請書（様式第16号））の正本及び副本に、同表(イ)欄に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

(ア)	(イ)
法第43条第2項第2号、法第85条第3項、第6項若しくは第7項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項	省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図
法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。）、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第60条の2の2第1項第2号、第60条の3第1項第3号、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項	省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図

第2号、法第68条第1項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項又は法第68条の7第5項	
法第48条第1項から第14項までのただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。）又は特工条例第3条ただし書	一 省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図 二 申請に係る建築物の敷地境界線から100メートル（建築物の用途、規模等により30メートルを下らない範囲で縮小することができる。）以内にある土地及び建物の所有権、地上権、永小作権又は賃借権を有する者の住所及び氏名を記載した書類 三 工場又は危険物の貯蔵所若しくは処理場にあつては、省令第1条の3表二（二十二）に定める「危険物の数量表」及び「工場・事業調書」
法第53条第4項、第5項又は法第68条第2項第2号	一 省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図
	二 壁面線の指定又は壁面の位置の制限の内容を示す図書
法第55条第3項若しくは第4項、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第58条第2項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の2の2第3項ただし書又は法第60条の3第2項ただし書	省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図

2 市長は、前項に規定する添付書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（認定申請書に添付する図書）

第21条 次表(ア)欄に掲げる法の規定による認定を受けようとする者は、当該認定の申請の区分に応じ、省令第10条の4の2第1項で定める申請書の正本及び副本に、同表(イ)欄に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

(ア)	(イ)
法第43条第2項第1号	省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図
法第44条第1項第3号、法第52条第6項第3号、法第68条の3第1項、第2項若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、政令第131条の2第2項若しくは第3項、政令第137条の12第6項若しくは第7項又は政令第137条の16第2号	省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図
法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項又は法第68条の3第3項	省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図
法第86条の6第2項	省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図

2 市長は、前項に規定する添付書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(保存建築物の指定及び認定申請書)

第22条 法第3条第1項第3号の規定による建築物の指定を受けようとする者は、適用除外建築物指定申請書(様式第17号)の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 省令第1条の3第1項の表1の(い)項(尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。)及び(ろ)項に掲げる図書

(2) その他市長が必要と認める図書

2 法第3条第1項第4号の規定による建築物の認定を受けようとする者は、適用除外建築物認定申請書(様式第18号)の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 省令第1条の3第1項の表1の(い)項(尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。)及び(ろ)項に掲げる図書

(2) その他市長が必要と認める図書

(建築協定の認可申請書)

第23条 法第70条第1項の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書(様式第19号)の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提

出しなければならない。

- (1) 建築協定書
- (2) 建築協定を締結しようとする理由書
- (3) 法第69条の土地の所有者等（法第77条の規定による建築物の借主を含み、土地の共有者又は共同地権者にあつては、それぞれの持分が過半に達する者をいう。以下この条及び次条第2項において「土地の所有者等」という。）の全員の合意を示す書類、印鑑登録証明書、登記事項証明書（登録又は登記がない場合は、本人又は権利者であることを証する書面）
- (4) 公図の写し
- (5) 認可の申請をする者が建築協定を締結しようとする土地の所有者等の代表者であることを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める図書

2 法第74条第1項又は法第76条第1項（法第76条の3第6項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の認可を受けようとする者は、建築協定変更（廃止）認可申請書（様式第20号）の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更又は廃止をしようとする建築協定に係る認可通知書及び建築協定書
- (2) 建築協定の変更又は廃止をしようとする理由書
- (3) 土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定の変更に関する全員の合意（廃止をしようとする場合においては、廃止に関する過半数の合意）を示す書類、当該合意をした者の印鑑登録証明書及び土地の所有者等の全員の登記事項証明書
- (4) 変更又は廃止の認可の申請をする者が建築協定を変更又は廃止しようとする土地の所有者等の代表者であることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、前2項の申請を認可したときは、その旨を申請者に通知する。
（建築協定の設定の特則）

第24条 法第76条の3第2項の認可を受けようとする者は、前条第1項の建築協定認可申請書に、同項第1号から第4号及び第6号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第76条の3第4項において準用する法第73条第1項の規定による認可を受けた者は、認可の日から起算して3年以内に当該建築協定区域内の土地に2以上の土地の所有者等が存することとなった場合においては、速やかにその旨を一人建築協定効力発生届（様式第21号）に、新たに土地の所有者等となった者の印鑑登録証明書、登記事項証明書及び当該土地の位置を表示した図面を添えて、市長に届け出なければならない。

い。

（借地権の消滅等の届出）

第25条 法第74条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、借地権消滅等届（様式第22号）に、次のいずれかの書類及び土地の位置を表示した図面を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 借地権が消滅したことを証する書類

（2） 土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地が、同法第86条第1項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、同法第91条第3項の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったことを土地区画整理事業の施行者が証する書類

2 法第75条の2第1項又は第2項の規定により建築協定に加わる意志を表示しようとする者（意志を表示しようとする者が2人以上である場合は、その代表者）は、建築協定加入届（様式第23号）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 印鑑登録証明書

（2） 登記事項証明書

（3） 公図の写し

（4） その他市長が必要と認める図書

3 法第75条の2第2項の規定により建築協定に加わる意志を表示しようとする土地の所有者等は建築協定加入届（様式第23号）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 建築協定区域隣接地を表示する図面

（2） 届出人が建築協定に加わる者の代表であることを証する書類

（3） 建築協定区域隣接地内の土地の所有者等の全員の住所、氏名及び建築協定に加わる旨の意思を表示する書類

（4） 印鑑登録証明書

（5） 登記事項証明書

（6） その他市長が必要と認める図書

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可申請書）

第26条 法第86条第1項若しくは第2項の規定による認定又は同条第3項、第4項若しくは法第86条の2第2項の規定による許可を受けようとする者は、省令第10条の16第1項で定める認定申請書又は同項若しくは同条第3項で定める許可申請書に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 申請に係る敷地の不動産登記法（明治32年法律第24号）第14条第

1 項の地図の写し及び登記事項証明書

(2) 省令第10条の16第1項第3号又は同条第3項第2号の規定により同意を得た者の印鑑登録証明書

(3) その他市長が必要と認める図書

2 法第86条の2第1項の規定による認定又は同条第3項の規定による許可を受けようとする者は、省令第10条の16第2項で定める認定申請書に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請に係る敷地の不動産登記法第14条第1項の地図の写し及び登記事項証明書

(2) その他市長が必要と認める図書

3 法第86条の5第2項の規定による認定の取消し又は同条第3項の規定による許可の取消しを受けようとする者は、省令第10条の21第2項で定める認定取消申請書又は許可取消申請書に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請に係る敷地の不動産登記法第14条第1項の地図の写し及び登記事項証明書

(2) その他市長が必要と認める図書

(全体計画認定に係る認定申請書)

第26条の2 法第86条の8第1項又は法第87条の2第1項の規定による全体計画認定の申請書の正本及び副本には、省令の規定によるもののほか、第2条第1項各号に掲げる書類を全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成し、添付しなければならない。

2 都市計画の区域内において、建築しようとする建築物に係る省令第10条の23第1項の規定による付近見取図は、都市計画施設の記入してある縮尺2,500分の1の図面とする。

3 その他市長が必要と認める図書及び書類

(延焼防止上支障がないことの認定申請書)

第27条 政令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による認定を受けようとする者は、延焼防止上支障がないことの認定申請書(様式第24号)の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図

(2) 申請に係る建築物の外壁及び軒裏の構造図(縮尺、材料の種別及び寸法を明示したものとする。)

(手数料の減免)

第28条 松阪市手数料条例(平成17年松阪市条例第112号。以下、「手数料条例」という。)第6条第1項又は第2項の規定により、手数料の額

の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減免申請書（様式第25号）に被害を受けたことを証するものを添えて市長に提出しなければならない。

- 2 松阪市が建築主となり、手数料条例第2条の別表第3その1に規定する申請をする場合においては、手数料条例第6条第1項第5号の規定により当該申請手数料を免除することができる。

（意見の聴取）

第29条 法第9条第3項及び第8項（法第10条第4項、法第45条第2項、法第88条第1項、第2項及び第3項、法第90条第3項並びに法第90条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する意見の聴取に関する手続については、別に定める。

（公告の方法）

第30条 省令第4条の17の規定による公告の方法は、次に掲げる事項を市役所の掲示場及び建設部建築開発課内に掲示することによって行うものとする。

- （1） 違反建築物の所在地及び規模
- （2） 法第9条第1項又は第10項（建築監視員が命令をした場合を含む。）の規定による命令を受けたものの氏名及び名称
- （3） 前号の命令の内容

- 2 省令第10条の4の12（省令第10条の4の14において準用する場合を含む。）及び省令第10条の20（省令第10条の22、省令第10条の22の2第2項及び省令第10条の22の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告の方法は、市役所の掲示場及び建設部建築開発課内に掲示することによって行うものとする。

（確認の申請に関する図書の閲覧）

第31条 省令第11条の3第3項の規定による建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書の閲覧に関する規程については、別に定める。

（補則）

第32条 この規則に定めるもののほか、法、政令、省令、県条例及び特工条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年10月12日規則第97号）

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成21年7月15日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第20号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の松阪市建築基準法施行細則（平成17年松阪市規則第220号）第16条の規定により法第42条第2項による道路として指定された道については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日規則第36号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第38号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月21日規則第37号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日規則第52号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第16条第3項第1号に定める小荷物専用昇降機（以下単に「小荷物専用昇降機」という。）であって、平成28年6月1日において現に存するものの建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定による報告については、改正後の松阪市建築基準法施行細則第11条第1項の表中「当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた」とあるのは、「この規則の改正後最初に行った法第12条第3項の規定による報告の」と読み替えるものとする。
- 3 小荷物専用昇降機における前項の報告で、平成28年6月1日から平成31年5月31日までに行われたものは、改正後の松阪市建築基準法施行細則第11条第1項に掲げる期間内に行われた報告とみなす。
- 4 政令第16条第3項第2号に定める防火設備における報告で、平成28年6月1日から平成30年9月30日までに行われたものは、改正後の松阪市建築基準法施行細則第11条第1項に掲げる期間内に行われた報告とみなす。

附 則（平成29年3月23日規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月1日規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月25日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月19日規則第3号）

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）
附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。

附 則（令和2年10月14日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第41号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4
条の改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年7月11日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第15号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第13号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月2日規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は公布の日から施行する。ただし、第10条の改定規定は、令和
7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行日前に建築物の定期調査報告における調査及び定期点
検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定め
る件等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第974号）による
改正前の建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検
の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年
国土交通省告示第282号）の規定による調査結果表（別記第一号）により
作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行日前にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の
規定により行われた調査については、なお従前の例による。

附 則（令和7年7月31日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。